

## 1. 全体

(1-3) 金融検査マニュアルの構成について教えてください。

(答)

1. 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されています。
2. また、金融庁は、厳しい経済金融情勢や雇用環境が続く中、企業金融についても政策的対応が必要との認識から、各種経済団体、金融業界からのヒアリングや所要の検討プロセスを経て、平成 21 年 10 月 22 日、「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」をとりまとめて公表しました。  
本パッケージでは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という）の制定に加え、同法の実効性を確保するための検査・監督上の措置として、①法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行うこと、及び、②中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について重点的に検査・監督を行うことという方針が示されました。
3. こうしたことを踏まえ、平成 21 年 12 月 4 日、金融検査マニュアルの改定を行い、金融検査マニュアルの構成、内容を、従来のリスク管理中心の組み立てから、①金融機関のコンサルティング機能をはじめとする金融円滑化と、②金融機関の健全性の維持・向上の二点を柱とするものとししました。  
具体的には、既存の「経営管理（ガバナンス）」に加え、①新たに、金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を内容とする「金融円滑化編」を新設するとともに、②既存の法令等遵守、顧客保護等やリスク管理の部分を「リスク管理等編」として取りまとめました。

### 3. 金融円滑化編

(3-1) 金融円滑化において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

(答)

1. 金融機関にとって金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠なものであり、経営陣には、金融円滑化管理方針を決定し、組織体制の整備を行うなど、金融機関の業務の全般にわたる金融円滑化管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があります。

2. 検査においては、

- ・顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更を行うこと
- ・債務者の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行なうこと
- ・与信取引に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること
- ・顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に実施されること

等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて検証することになります。

また、中小企業金融円滑化法の施行期間中における同法第6条から第8条の遵守状況等についても検証を行います。

(3-2) 金融円滑化編と時限立法である中小企業金融円滑化法との関係を教えてください。

(答)

1. 「金融円滑化編」は、検査において金融の円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理したものです。また、金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つと考えられます。

2. したがって、「金融円滑化編」のうち、時限立法である中小企業金融円滑化法に係る項目以外の項目は、同法の期限が到来した後の検査においても適用することとし、恒久措置として位置づけています。

(3-3) 金融円滑化編の対象となる金融機関を教えてください。

(答)

1. 「金融円滑化編」は、中小企業金融円滑化法第2条第1項に掲げる金融機関を対象とすることとしております。
2. なお、外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられることから、「金融円滑化編」の対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。

【金融円滑化 I. 1. ②】

(3-4) 金融円滑化管理方針と中小企業金融円滑化法において策定が求められている方針との関係はどのようになっているのでしょうか。

(答)

1. 金融円滑化管理は、大企業、中堅企業を含め全ての与信先を対象として行う必要があります。したがって、金融円滑化管理方針は、中小企業金融円滑化法第6条で定める方針を含め、当該金融機関における金融円滑化管理の方針について記載するものです。
2. なお、これらの方針を別々に策定する必要はなく、金融円滑化管理方針に中小企業金融円滑化法において策定が求められている方針を含めるような形で策定しても問題ありません。ただし、中小企業金融円滑化法において策定が求められている方針は、同法に基づき、その概要を開示する必要があることに留意する必要があります。

【金融円滑化 I. 2. ②】

(3-5) 金融円滑化管理については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。

(答)

1. 「金融円滑化編」では、現在の金融機関の金融円滑化の取組みや組織体制のあり方が様々であること、金融機関による金融円滑化のための自主的な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、他のチェックリストとはやや異なる枠組みにしています。  
例えば、金融円滑化管理責任者の所属を例示することは、金融機関の取組みを固定化してしまう可能性があり、ここでは明示していません。したがって、検査においては、金融円滑化管理責任者に求められる役割・機能が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなります。

2. なお、金融円滑化管理責任者は、「金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、金融円滑化管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担うことを想定しております。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ① (v)】

(3-6) 「顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか。」とありますが、今後、金融機関側から、追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等を申し入れてはならないのでしょうか。

(答)

1. 本項目は、金融機関側からの追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等の申し入れを一律に禁止するものではありません。
2. ただし、そのような場合には、例えば、顧客の返済能力や担保余力、金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援といった取組みを行うことによる経営改善の見通しなどといった顧客の実情を十分に考慮するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行う必要があると考えます。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (i)】

(3-7) 新規融資や貸付条件の変更の申込みを謝絶する場合について、これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況等を踏まえた十分な説明を行えば、最終的に顧客の理解と納得を得ることができないとしても問題はないでしょうか。

(答)

金融機関においては、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行うよう努めることが重要です。なお、最終的に顧客の納得が得られない場合も考えられますが、このような場合には、その後の適切な対応（顧客サポート等）が必要であると考えます。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (iv)】

(3-8) 顧客から新規融資や貸付条件の変更の相談・申込みを受けた場合の記録の作成・保存について、どの程度具体的な相談・申込みがあった場合にこれを行えばよいでしょうか。

(答)

1. 記録の作成・保存は、金融機関が自らの金融円滑化管理態勢を事後検証するためや顧客とのトラブルの回避などのために行うものです。したがって、各金融機関においては、こうした目的が達成できるよう、適切に記録の作成・保存を行う必要があります。

2. なお、当該記録については、例えば、営業日誌に記録するなど、金融機関の業務実態等を踏まえた適切な方法により行うことが考えられます。

また、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第6条第1項第5号に定める、法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況の記録や法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談の記録については、様式は特に定められていませんが、5年間保存することが義務付けられていることに留意が必要です。

【金融円滑化 Ⅲ. 2. ② (i)】

(3-9) 「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」として示されている項目については、これらの対応をすべて行う必要があるのでしょうか。

(答)

1. 金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援等のコンサルティング機能を発揮することは、金融の円滑化を図る観点から極めて重要です。本項目はあくまでも例示であり、これらすべての項目について対応を求めるものではありませんが、各金融機関においては、本項目に例示された事項を参考に、それぞれの規模・特性を踏まえ、創意工夫を発揮した対応を行う必要があると考えられます。

2. また、本項目に例示されていない事項であっても、例えば、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る相談など、取引先である中小・零細企業等の身の丈・ニーズをあった身近な情報提供・経営相談・経営指導に取り組むこと等が重要であると考えられます。

【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)】

(3-10) 保証会社との「緊密な連携」とは具体的にどのようなことを行えばよいのでしょうか。

(答)

1. 保証会社が保証を付与しない場合や条件変更に応じない場合には、例えば、可能な範囲で、保証会社に理由を確認した上で顧客に説明することや説明の際に保証会社の担当者を同席させること、金融機関単独での説明に納得しない顧客に対し、保証会社と連携して説明をすることなどが考えられます。
2. いずれにしても、顧客の理解と納得が得られるよう、適切な説明を行うことが重要です。

【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)、(ii)】

(3-11) 保証会社における審査や保証会社が代位弁済により取得した債権の回収行為（求償権の行使）について、金融機関としてどのように指導・協議・要請等を行えばよいのでしょうか。

(答)

1. 保証会社が子会社の場合においては、当該保証子会社において適切な審査や債権回収が行われるよう、子会社管理の一環として当該保証子会社に対し、必要に応じて指導等を行う必要があると考えます。
2. また、保証会社が子会社でない場合でも、例えば、顧客から金融機関に、当該保証会社の審査や債権回収について苦情や相談が寄せられているようであれば、当該保証会社において適切な審査や債権回収が行われるよう、必要に応じて協議や要請等を行う必要があると考えます。

## 9. 資産査定管理態勢

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ロ、ニ、ホ】

(9-26) 本項目については、中小企業の資金繰りを支援するための時限的な措置な  
のでしょうか。

(答)

1. ロのうち、平成 21 年 12 月 4 日の改定に伴い追加した部分は、時限措置である  
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づ  
く金融監督に関する指針」を引用しています。
2. ニ、ホについては、中小企業の資金繰り支援のための臨時的・時限的な措置で  
はなく、大企業と比べてリストラの余地も小さく、経営改善に時間がかかること  
が多いなどという中小企業の特性を踏まえた恒久的な措置です。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-27) 「貸出条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定  
する見込みがあるときには」とありますが、「最長 1 年以内」の起点はいつに  
なるのでしょうか。

(答)

「最長 1 年以内」の起点は、直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-28) 本項目については、中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月 4 日）以  
前に貸出条件の変更を行い、貸出条件緩和債権とされた債権を有する債務者  
に対しても適用できるのでしょうか。

(答)

本項目は、中小企業金融円滑化法の施行日以前に行われた貸出条件の変更につ  
いても適用することが可能です。この場合においても「最長 1 年以内」の起点は、  
直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-29) 「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権に該当しない」とありますが、本項目を適用した債務者が、再度の貸出条件の変更を行った場合には、どのように判断すればよいですか。

(答)

1. 中小企業は、人員が少ない等の理由により、経営再建計画を策定するのに時間がかかる場合もあると考えられます。本項目は、そのような中小企業の特性を踏まえ、将来的に経営改善が見込まれる中小企業について、貸出条件緩和債権に該当しない要件を恒久的に拡充したものです。

また、最長1年間の経営再建計画策定の猶予期間を設けることは、金融機関が当該中小企業に対するコンサルティング機能を十分に発揮することによって、しっかりとした計画の策定に資するものと考えています。

2. このような本項目の趣旨を踏まえると、本項目を適用した債務者については、最長1年間の経営再建計画策定の猶予期間中に「実現性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されていることが原則です。

このため、本項目を適用した債務者が、最長1年間の経営再建計画策定の猶予期間中に計画を策定しないまま、再度の貸出条件の変更を行った場合において本項目を再度適用しようとするときは、計画を策定できなかった経緯を踏まえ、経営再建計画策定の見込みについて更に慎重に判断することが求められます。本項目の趣旨に鑑みると、経営実態に変化がないにもかかわらず、計画が策定されないまま、本項目を繰り返し適用するような取扱いは、不適切であると考えられます。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-30) 本項目を適用した債務者が、1年以内に計画を策定できなかった場合、または1年以内に計画を策定できないことが明らかになった場合はどのように取り扱うのでしょうか。

(答)

基準金利を確保しているなど特段の事情がなければ、条件変更後1年以内に計画が策定できない場合、または、1年以内に計画ができないことが判明した場合には、貸出条件緩和債権に該当します。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-31) 金融機関が債務者に対して複数の債権を保有しており、それらの債権の一部について貸出条件の変更を行った場合はどのように取り扱うのでしょうか。

(答)

金融機関が債務者に対して複数の債権を有しており、それらの一部についてのみ貸出条件の変更を行った場合であっても、当該貸出条件の変更を行った債権以外の債権の状況も考慮に入れた上で、経営再建計画が策定されることが通常であると考えられますので、そうした場合には、全ての債権について正常債権と判断して差し支えありません。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-32) 本項目については、破綻懸念先についても適用されるのでしょうか。

(答)

本項目は、貸出条件緩和債権からの卒業基準に関する検証ポイントです。したがって、破綻懸念先については適用されません。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ、ホ】

(9-44) 本項目の追加により、中小企業については「要管理先」と「その他要注意先」が従来とは異なる基準で判断されることとなりますが、貸倒引当金の算出に用いる予想損失率について、過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算する必要があるのでしょうか。

(答)

1. 過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算することは実務上困難と考えられることから、本項目を反映した「要管理先」、「その他要注意先」の貸倒実績率や倒産確率が算出されるまでの間は、従来の基準に基づく貸倒実績率等を用いて引当を行っても差し支えないと考えています。
2. また、本項目の追加により要管理先からその他要注意先にランクアップする債務者に対する貸倒引当金の戻入れが一定程度発生する可能性がありますが、これは合理的な算出方法を行っている限り、そのこと自体を問題視する必要はないと考えています。